

令和8年度  
(2026年度)

# 国保の しおり

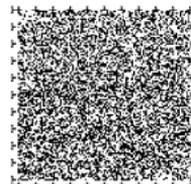


©2011 練馬区ねり丸

- 加入・脱退の手続きは14日以内に！
- 保険料は期限内に納めましょう！
- 特定健診を受診しましょう！

★ 練馬区

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1  
電話 03(3993)1111(代表)



このマークは目の不自由な方のための「音声コード」です。

## 国保の窓口案内

資格（加入・脱退・変更）  
マイナ保険証・資格確認書・高齢受給者証  
保険料の計算  
保険料の減額・免除

こくほ資格係  
☎03(5984)4554  
本庁舎3階

療養費  
高額療養費・限度額適用認定証  
出産育児一時金・葬祭費など  
交通事故など第三者行為  
一部負担金の減額・免除

こくほ給付係  
☎03(5984)4553  
本庁舎3階

保険料納付方法（口座振替など）  
保険料の還付・充当  
保険料支払済額確認書

こくほ収納係  
☎03(5984)4559  
本庁舎4階

保険料の納付  
滞納保険料の納付相談・滞納処分

納付相談係  
個人機動整理係  
☎03(5984)4547  
本庁舎4階

契約温泉施設

保健事業担当係  
☎03(5984)4713  
本庁舎3階

特定健康診査

健康推進課 成人保健係  
☎03(5984)4669  
東庁舎6階

資格（加入・脱退・変更）  
出産育児一時金・葬祭費・療養費・  
限度額適用認定証などの申請  
保険料の納付  
（納付相談はお受けできません）

こくほ石神井係  
☎03(3995)1114  
石神井庁舎2階

資格（加入・脱退・変更）  
保険料の納付  
（納付相談はお受けできません）

区民事務所  
（練馬・石神井を除く）

# もくじ

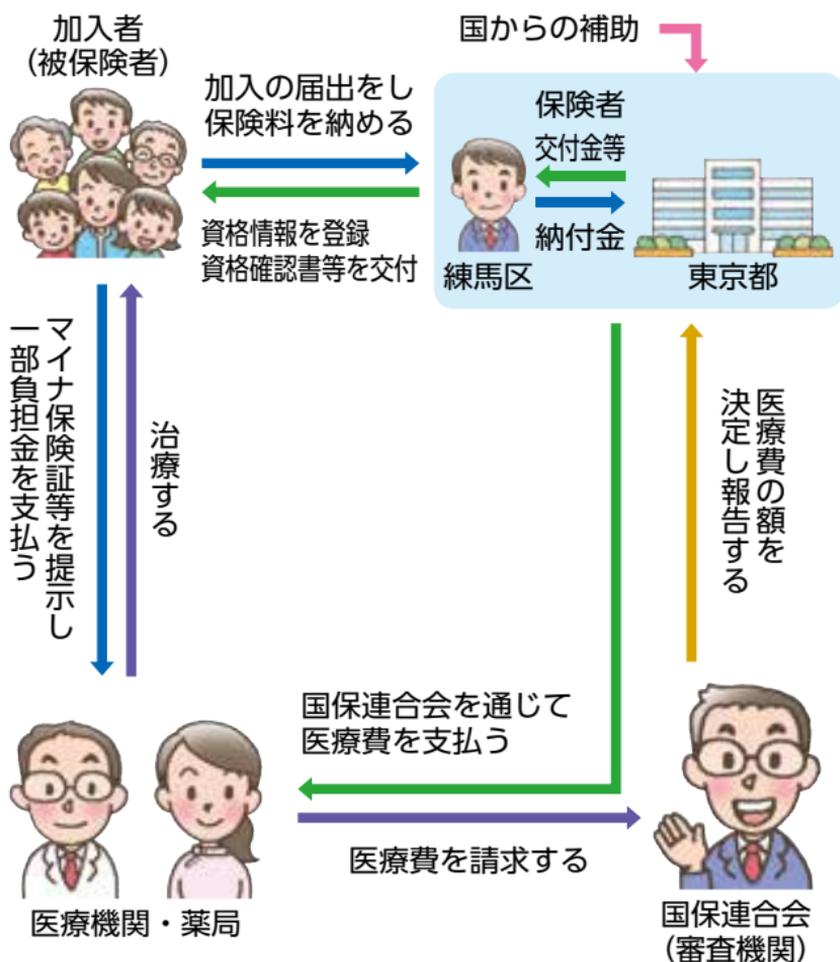
国保のしくみ	2
医療費が年々増加しています！・上手な受診で医療費の見直しを	3
<b>国保に加入する方</b>	5
<b>加入・脱退の届出</b>	6
<b>マイナ保険証等</b>	10
資格確認書の有効期限	12
高齢受給者証等	12
マイナンバーカードの保険証利用	14
<b>保険料</b>	16
保険料の計算方法（令和8年4月～令和9年3月）	16
保険料は6月に決定し、お知らせします	18
保険料が変更になる方	19
保険料の減額・免除	23
納入通知書の見方	26
<b>保険料の納め方</b>	28
<b>期限内に納付をお願いします</b>	30
<b>国保で受けられる給付</b>	32
これから高額な医療費がかかる時(限度額適用認定証)	32
高額な医療費を支払ったとき	36
高額介護合算療養費の申請	39
特定疾病療養受領証の申請	40
療養費の申請	41
移送費の申請	41
整骨院・接骨院のかかり方	43
出産育児一時金の申請	44
葬祭費の申請	46
医療費のお知らせ	46
結核・精神医療給付金の申請	47
一部負担金の減額・免除	47
国保が使えないとき	48
新しい健康保険に加入したとき（不当利得）	49
診療報酬明細書（レセプト）の開示請求	49
<b>保健事業</b>	50
特定健康診査	50
特定保健指導	52
健康づくりは「ねりま健すたぐらむ」から！	53
<b>介護保険制度</b>	54
<b>後期高齢者医療制度</b>	55
<b>契約温泉施設</b>	56
練馬区国民健康保険脱退届	57

国民健康保険（以下「国保」といいます。）は、病気やけがをしたときに安心して医療機関などで診療を受けることができるよう、加入者が日ごろから所得に応じて保険料を出し合い、医療費にあてる支え合いの制度です。

## 国保のしくみ

国保は都道府県と区市町村がともに保険者として運営しています。

都道府県は主に国保の財政運営を行い、区市町村は資格の取得・喪失や資格確認書等の交付、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行います。



## 医療費が年々増加しています！～医療費を大切に～

生活習慣病の増加や加入者の高齢化、医療技術の高度化などにより、練馬区国保一人あたりの医療費は年々増加しています。



医療費の増加は、皆さまが納める保険料の値上げにつながりますので、一人ひとりが大切に使いましょう。

## 上手な受診で医療費の見直しを

### 1 セルフメディケーションを心がけましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。まずはしっかりと体調管理をして、軽い体調不良のときは、OTC医薬品（市販薬）などを利用しましょう。



### 2 安心して相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、自分や家族の既往症や体質などを把握し、健康管理全般のアドバイスをしてくれる医師です。

練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンター（電話：03-3997-0121）で「かかりつけ医」をご案内しています。

### 3 薬は必要な分だけもらいましょう

調剤薬局で発行している「お薬手帳」を活用すると、薬の飲み合わせや重複をチェックし、副作用等のリスクを減らすことができます。服薬の管理に役立てましょう。



多数の受診記録や処方薬がある方を対象に、訪問服薬健康相談事業を行っています。薬局での相談のほか、お薬に関する相談会も開催していますので、お知らせが届いた方はぜひご参加ください。

#### 4 かしくく 使おう ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品」は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に同一効能効果を持つように作られた新薬より安価なお薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、**皆さまの自己負担の軽減につながります**。医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品を希望します」とお伝えください。お薬手帳や資格確認書に貼る「ジェネリック医薬品希望シール」もあります。



#### 5 ご存じですか リフィル処方箋

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者が、医師が行った1回の診察で、薬局で最大3回までお薬を受け取れる処方箋のことです。リフィル処方箋をご利用いただくことで、皆さまの通院負担の軽減につながります。対象外の薬もありますので、詳しくは、医師にご相談ください。

#### 6 バイオシミラーについて

バイオシミラーとは、先行バイオ医薬品の特許が切れてからつくられた医薬品です。有効性と安全性が先行バイオ医薬品と同等でありながら、先行バイオ医薬品よりも安価なので、利用することで医療費の節約につながります。

～何より大切なのは、  
ご自分の健康に関心をもつことです～

積極的に健康づくりに取り組み、1年に1回健康診断を受診しましょう（特定健康診査についてはP.50をご覧ください）。

# 国保に加入する方

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

国保に加入する方

## 国保の加入対象者

練馬区にお住まいの方（住民登録している外国籍の方を含む）で、つぎの①～④を除くすべての方が国保の加入対象者となります。

- ①職場の健康保険（健康保険組合・協会けんぽ・国保組合など）の加入者とその被扶養者
- ②後期高齢者医療制度加入者（75歳以上および一定の障害のある65歳以上の方）
- ③生活保護受給者
- ④医療目的やその介助、観光・保養目的やその同行の外国籍の方

## 世帯主が国保に加入していない場合

国保は国民健康保険法に基づく世帯単位の制度です。

加入・脱退・その他の届出、保険料の納付などは世帯主が代表して行います。世帯主が国保に加入していない場合も、保険料の納入通知書や納付書などは世帯主宛てに郵送します（国民健康保険法第9条および第76条）。

なお、保険料は国保加入者分のみを計算します。



## 修学や施設入所のために練馬区から転出するとき

区外に住民票を異動してからも、引き続き練馬区の国保に加入します。必ず、こくほ資格係（区役所本庁舎3階）で届出を行ってください。



こんなとき	必要なもの	
修学のために扶養者から離れ、生活費などの援助を受けるとき	在学(園)証明書	①届出人の本人確認書類 ②マイナンバー確認書類（世帯主および届出が必要な方全員分） （P.8参照）
児童福祉施設へ入所するとき		
介護保険施設や障害者支援施設などへ入所するとき	入所証明書	
長期入院するとき		

# 加入・脱退の届出

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

国保への加入・脱退は、**自動的に手続きされず、届出が必要です**。事由が発生してから14日以内に届出を行ってください。

こんなとき		必要なもの	
国保に加入するとき	練馬区に転入したとき	(区民事務所での転入手続き)	
	職場の健康保険などの資格がなくなったとき	健康保険資格喪失証明書(様式任意)(※1)	①届出人の本人確認書類 ②マイナンバー確認書類(世帯主および届出が必要な方全員分)(P.8参照)
	職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき		
	生活保護を受けなくなったとき	保護決定通知書または保護受給証明書(廃止日が分かるもの)	
	子どもが生まれたとき 	母子健康手帳(P.44も参照)	
こんなとき		必要なもの	
国保を脱退するとき(※2)	練馬区から転出するとき	(区民事務所での転出手続き)	
	職場の健康保険などに加入したとき	新しく加入した健康保険の次のいずれかの書類(開始日が分かるもの・加入者全員分) ①資格確認書 ②資格情報のお知らせ ③マイナポータルの健康保険証資格情報画面(※3)	①届出人の本人確認書類 ②マイナンバー確認書類(世帯主および届出が必要な方全員分)(P.8参照)
	生活保護を受け始めたとき	保護決定通知書または保護受給証明書(開始日が分かるもの)	
	死亡したとき	(死亡届に基づくため届出不要です)(P.46も参照)	
	75歳になるとき	(届出不要です)	

- ※1 健康保険資格喪失証明書は、職場、保険者または年金事務所が発行したもので、加入者全員分の氏名・生年月日・資格喪失日/扶養削除日の記載があり、職場の証明印、保険者印または年金事務所の確認印が必要です。
- ※2 練馬区国保の資格確認書をお持ちの方は返却してください。
- ※3 「保険者名、記号・番号、氏名、生年月日、資格取得年月日」が表示されている画面

- 届出できる方は、世帯主、本人または住民票上同一世帯の方です。代理人（別世帯の方）が届け出る場合は、P.6の書類に加え委任状が必要です（P.8参照）。
- 資格確認書は、国保への加入の届出日から1週間程度で、**住民登録地の世帯主宛てに簡易書留で郵送します**（玄関や郵便受けには必ず表札を出してください）。
- 資格確認書の即日交付を希望する場合は**、世帯主、本人または住民票上同一世帯の方が、こくほ資格係またはこくほ石神井係で手続きしてください（各区民事務所では即日交付を行いません）。P.8の本人確認書類で本人確認ができた場合に、即日交付します（代理人による届出の場合、委任状を提出しても即日交付はできません）。
- 必要書類に不足・不備がある場合、受付できないことや資格確認書を即日交付できないことがあります。

### 任意継続被保険者制度

職場の健康保険に加入していた方が退職した場合、国保に加入する以外に、これまでの職場の健康保険を任意継続する方法があります。国保と保険料が異なります。詳しくは、これまで加入していた健保組合・共済組合・協会けんぽ等にお問い合わせください。

任意継続の申し込みは、退職日の翌日から20日以内（厳守）です。事前にご検討のうえ、手続きしてください。

※国民健康保険組合に、任意継続制度はありません。

加入・脱退の  
受付窓口

こくほ資格係（区役所本庁舎3階）  
こくほ石神井係（石神井庁舎2階）  
区民事務所（練馬・石神井を除く）

### 加入・脱退の届出が遅れると

- 加入の届出が遅れても、**保険料は加入すべき日までさかのぼって納めることになります**。届出されなかった期間の医療費は、全額自己負担になる場合があります。
- 脱退の届出がされるまで、保険料は引続き請求されます。届出が1年以上遅れると、**保険料が減額にならず、払いすぎた保険料が戻らない場合があります**。  
また、そのまま国保のマイナ保険証、資格確認書を使って診療を受けた場合、後日国保で負担した医療費を区に返還していただく場合があります（P.49参照）。

## 本人確認書類とマイナンバー(個人番号)確認書類

### ●届出人の本人確認書類

1点でよいもの (原本)	マイナンバーカード・運転免許証・障害者手帳・在留カード・パスポートなど、官公署発行の顔写真付き氏名・住所または生年月日の記載がある証明書等
2点以上必要なもの (原本)	年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書・資格確認書または高齢受給者証・介護保険証・各種公的医療にかかる資格確認書・各種医療費助成受給者証・健康保険資格喪失証明書(職場の証明印または保険者印あり)・学生証・社員証など、氏名・住所または生年月日の記載がある証明書等

※記載内容が最新で、有効期限があるものは有効期間内のものに限ります。

### ●マイナンバー確認書類(世帯主および届出が必要な方全員分) マイナンバーカードまたは通知カード等

## 委任状

代理人(別世帯の方)が届け出る場合は、必要書類に加え委任状(原本)が必要です(同じ住所にお住まいでも、住民票上の世帯が別の場合は、委任状が必要です)。

- 委任状は、必ず委任者本人が自署・押印してください。病気その他の理由により、委任者が自筆で署名できない場合は、事前にご相談ください。
- 鉛筆や消える筆記具を使用したものや、内容に不備・不足があるものは、受付できません。
- 委任状の様式は、区のホームページからダウンロードできます。

委任状		記載例
代理人 (窓口に来る方)	住所 <u>〇〇県△△市□□町 X-Y-ZZZ</u> 氏名 <u>大泉 健一</u> 生年月日 <u>XX年 YY月 ZZ日</u>	
私は、上記の者を代理人と定め、(★)に関する手続きの権限を委任します。 XX年 YY月 ZZ日		
委任者 (世帯主または 届出が必要な方) 日中連絡がとれる電話番号	住所 <u>練馬区 豊玉北 6-12-1</u> 氏名 <u>練馬 太郎</u> 印 生年月日 <u>XX年 YY月 ZZ日</u> 03-1234-5678	

(★)は委任する内容を具体的に記入してください。

【例】国保加入の場合「国民健康保険の加入」  
資格確認書の再交付の場合「資格確認書の再交付」

## 加入・脱退の届出は郵送でもできます

下記①～⑤を、「〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所こくほ資格係」宛てに郵送してください。**個人情報を含む書類のため、特定記録郵便または簡易書留での郵送をおすすめします。**

- ①事由ごとの必要書類のコピー（届出が必要な方全員分）（P.6参照）
- ②届出人の本人確認書類のコピー（P.8参照）
- ③マイナンバー確認書類のコピー（世帯主および届出が必要な方全員分）（P.8参照）
- ④（国保を脱退するときは）練馬区国保の資格確認書（お持ちの方のみ）
- ⑤国民健康保険異動届

区ホームページからダウンロードできます。

脱退の届出は、P.57の様式を使用することもできます。または、便せんなどに、国保に加入／脱退する旨と、住所、世帯主の氏名・マイナンバー、加入／脱退する方全員の氏名・生年月日・マイナンバー、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

- 郵送での届出ができる方は、世帯主、本人または住民票上同一世帯の方に限ります。
- 受付後の添付書類の返却は行いません。**書類の不足・不備により受付できない場合は、書類をお返ししますので、再度書類の提出をお願いします。**
- 加入する方の新しい資格確認書は、届出後1週間程度で、住民登録地の世帯主宛てに簡易書留で郵送します。

## 脱退の届出は電子申請でもできます

区のホームページ、または右の二次元コードからアクセスできます。**必要事項を入力し、次の①～③いずれかの画像ファイルを添付し申請してください。**



- ①資格確認書
- ②資格情報のお知らせ
- ③マイナポータル健康保険証資格情報画面（※）

脱退完了のお知らせは通知されません。申請内容に不備がなければ、2営業日程度で手続き完了となります。

※保険者名、記号・番号、氏名、生年月日、資格取得年月日を確認できる必要があります。

# マイナ保険証等

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

## ●マイナ保険証

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを保険証として利用できます。ただし、事前に利用登録が必要です。利用登録についてはP.14をご参照ください。

※健康保険の資格が変わってもマイナ保険証は引き続き利用できますが、練馬区国保への加入・脱退手続きは従来どおり必要です。



## ●資格確認書

資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方が健康保険を利用できるように、その代わりとして交付するカードです。



### 【申請によらず交付する方 (例)】

- ①マイナンバーカードを取得していない方
- ②マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録をしていない方
- ③マイナ保険証の利用登録解除した方またはマイナンバーカードを自主返納した方
- ④マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限切れによりマイナ保険証として利用できなくなる方

### 【申請により交付する方 (例)】

- ①マイナ保険証での受診が困難な方（高齢者、障害者等）
- ②マイナンバーカードを紛失・更新中の方
- ③【申請によらず交付する方】の③または④に該当し、交付前に申請した方

## ●資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせは、マイナ保険証をお持ちの方が、簡単に健康保険の資格内容を確認するためのA4サイズの紙です。資格情報のお知らせだけで医療機関・薬局を受診することはできません。

カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証とともに医療機関・薬局の受付で提示することにより、保険が適用されます。

記載事項に変更があった場合、または、2年に1度（70歳以上の方は1年に1度）、マイナ保険証をお持ちの方に交付します。



## ●貸し借りの禁止

マイナ保険証等を他人に貸したり、借りたりしてはいけません（法律により罰せられます）。

## ●医療機関・薬局での受付方法について

次のいずれかの方法により、医療機関・薬局で資格情報の確認を受けてください。各種医療費助成受給者証（乳子障親書など）はいずれの場合もあわせて提示する必要があります。（高齢受給者証についてはP.12参照）



①マイナ保険証を提示して受診する

②資格確認書を提示して受診する

## ●資格確認書を紛失・破損・汚損した際には、再交付申請をしてください。

- ・申請の際は、届出人の本人確認書類が必要です（P.8参照）。

また、代理人（別世帯の方）が申請をする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です（P.8参照）。

- ・資格確認書の即日交付を希望する場合は、P.7をご参照ください。

## ●資格確認書または高齢受給者証は必ず返却してください。

- ・職場の健康保険などに加入したときや、練馬区から転出したときは、有効期間内であっても練馬区国保の資格確認書および高齢受給者証は使えません。脱退や転出手続きの際に、お持ちの方は必ず返却してください。

- ・有効期限の過ぎた練馬区国保の資格確認書または高齢受給者証をお持ちの方は、下記の窓口に戻却するか、はさみで裁断するなどご自身の責任で処分してください。



再交付申請の受付窓口  
および資格確認書・  
高齢受給者証の  
返却窓口

こくほ資格係（区役所本庁舎3階）  
こくほ石神井係（石神井庁舎2階）  
区民事務所（練馬・石神井を除く）

# 資格確認書の有効期限

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

練馬区の資格確認書の有効期間は最長で2年間であるため、現在の資格確認書の有効期限は、最長で令和9年9月30日です。



## ●75歳になる方

75歳になると、後期高齢者医療制度に移行（加入）し、国保を脱退します。資格確認書の有効期限は75歳の誕生日の前日となり、新たに後期高齢者医療資格確認書等を郵送します（P.55参照）。

## ●通常の有効期限前に在留期限が切れる外国籍の方

資格確認書の有効期限は、同一世帯の外国籍の加入者のうちで、一番長い在留期限と通常の有効期限を比較して、どちらか早い日になります。（※）

ただし、有効期間内であっても、在留期限が過ぎると国保の資格を失います。在留期限を延長した場合には、原則新しい資格確認書を発行します。

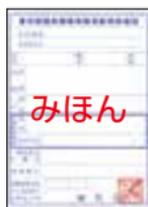
また、生まれたばかりで在留資格がない子どもの有効期限は、生まれた日の翌日から61日までになります。

※令和8年12月までの運用となります。令和9年1月からは、資格確認書の有効期限は、本人の在留期限が適用されます。

# 高齢受給者証等

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

70歳から74歳の方は一部負担金の割合が前年所得により2割または3割になります（70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は当月）1日から後期高齢者医療制度に移行する75歳の誕生日の前日まで）。



70歳の誕生月（1日生まれの方は前月）下旬ごろ、マイナ保険証をお持ちでない方には一部負担金の割合が表示されている高齢受給者証を送付します。医療機関・薬局にかかるときには資格確認書とあわせて提示してください。

マイナ保険証をお持ちの方には一部負担金の割合が表示されている資格情報のお知らせを送付します。医療機関・薬局にかかるときは引き続きマイナ保険証をご利用ください。

※高齢受給者証または資格情報のお知らせは、世帯主宛てに郵送します。届出は不要です。

## 一部負担金の割合

- 一部負担金の割合は、「2割」または「3割」です。同一世帯の70歳以上の国保加入者は、同じ負担割合です。
- 負担割合は、住民税（特別区民税・都民税）の課税状況等により毎年判定し、8月1日に更新します。
- 負担割合は、世帯構成や所得状況が変わったときにも変更になる場合があります。

## 一部負担金の割合の判定基準

同一世帯の70歳以上の国保加入者を対象に判定します（申請は不要です）。

負担割合	対象となる方
2割	①70歳以上の加入者全員の住民税課税所得（※1）がいずれも145万円未満
	②70歳以上の加入者全員の旧ただし書き所得（※2）の合計額が210万円以下
3割	①②以外

- ※1 住民税課税所得とは、収入から必要経費、各種所得控除を差し引いた、住民税を算出するための所得です。
- ※2 旧ただし書き所得とは、前年（1月～12月）の総所得金額および山林所得金額ならびに、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から、住民税基礎控除額43万円（合計所得金額が2,400万円を超えると、段階的に減少します）を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

上記判定基準により「3割」負担と判定された方でも、下記の基準を満たす場合は、「2割」負担になります（区で確認できる場合は申請不要です。申請が必要な方には区から申請書を送付します）。

70歳以上の国保加入者数	年間収入（※3）
1人	①加入者本人の年間収入が383万円未満
	②加入者本人と旧国保加入者（※4）との合計年間収入が520万円未満
2人以上	合計年間収入が520万円未満

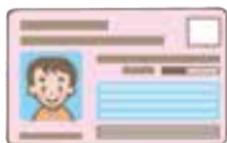
- ※3 年間収入とは、必要経費・各種所得控除を差し引く前の総収入です。
- ※4 旧国保加入者とは、後期高齢者医療制度に移行（加入）するために国保を脱退してからも、引き続き国保加入者と同じ世帯にいる方です。

# マイナンバーカードの保険証利用

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

## 事前の利用申込（初回登録）※

マイナンバーカードを取得し、「マイナポータル」から行ってください。右の二次元コードからアクセスできます。



- ※パソコン（マイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダーが必要）かスマートフォン（マイナンバーカードの読み取りに対応した端末）からアクセスする必要があります。
- ※顔認証マイナンバーカード（暗証番号を不要とするマイナンバーカード）をご利用される方は、マイナポータルから保険証利用登録ができません。医療機関・薬局の顔認証カードリーダーでの利用登録は可能です。

## マイナンバーカードを保険証として利用する主なメリット

- 就職・転職・引越しにより加入する医療保険が変わった場合でも、手続きが完了次第、マイナンバーカードを保険証として利用できます（国保の加入・脱退の届出は必要です）。
- 医療機関・薬局で、限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額が適用され、窓口での自己負担限度額以上の支払いが不要となります（P.32～P.36参照）。
- 特定健診・診療・薬剤等の情報が「マイナポータル」で確認できます。また、本人が同意すればそれらの情報を医療機関・薬局と共有できます。
- マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、e-Taxを利用する場合、簡単に医療費控除申請の手続きができます。
- 救急時、会話が困難な場合でも、病歴や薬剤情報が正確に伝わり、適切な応急処置や医療機関の早期選定ができます。



## DV・虐待等被害者の方へ

住民基本台帳事務における支援措置の申出をしており、練馬区の国保に加入されている方については、練馬区でマイナ保険証利用などの機能を制限しています。

制限をかけたままマイナ保険証利用を希望される方は、こくほ資格係にご相談ください。

また、DV・虐待等の被害が無くなり制限が不要となった場合は、こくほ資格係に届出が必要です。

## スマートフォンのマイナ保険証の利用について

保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、スマートフォンをマイナ保険証として医療機関・薬局でご利用できます。(医療機関・薬局で機器の準備が整い次第、順次利用可能になります。)

スマートフォンでマイナ保険証を利用するには事前準備が必要です。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。右の二次元コードからアクセスできます。



※スマートフォンにマイナンバーカードを追加した場合でも、実物のマイナンバーカードは引き続きご利用いただけます。

※スマートフォンのマイナ保険証が利用できるかどうか、医療機関・薬局に事前にご確認ください。



# 保険料

## 保険料の計算方法(令和8年4月～令和9年3月)

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

保険料は、国保加入者数、介護保険第2号被保険者(40～64歳)の加入者数、および旧ただし書き所得金額を基に世帯単位で計算します。

<p>①</p> <p>基礎(医療)分 (国保の基礎賦課額)</p>	<p>所得割額</p> <p>加入者全員の 旧ただし書き所得 × 7.51%</p>	<p>均等割額</p> <p>47,600円 × 加入者数</p>
<p>②</p> <p>後期高齢者 支援金分 (後期高齢者 医療制度への支援金)</p>	<p>所得割額</p> <p>加入者全員の 旧ただし書き所得 × 2.80%</p>	<p>均等割額</p> <p>17,600円 × 加入者数</p>
<p>③</p> <p>介護分 (40～64歳の方の 介護保険料)</p>	<p>所得割額</p> <p>40～64歳の加入者全員の 旧ただし書き所得 × 2.43%</p>	<p>均等割額</p> <p>17,800円 × 40～64歳の加入者数</p>
<p>④</p> <p>子ども・子育て 支援金分 (子育て施策 への支援金)</p>	<p>所得割額</p> <p>加入者全員の 旧ただし書き所得 × 0.27%</p>	<p>均等割額</p> <p>1,873円 × 加入者数(※) ※18歳未満は全額減額(P.23)</p>

- 所得割額：加入者の前年の所得に応じて負担する保険料
- 均等割額：所得にかかわらず、加入者数に応じて負担する保険料
- 旧ただし書き所得：

前年(1月～12月)の総所得金額および山林所得金額ならびに、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、住民税基礎控除額43万円(※)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)

$$\boxed{\text{旧ただし書き所得}} = \boxed{\text{前年の総所得金額等}} - \boxed{\text{住民税基礎控除額 43万円(※)}}$$

※合計所得金額が2,400万円を超えると、段階的に減少します。

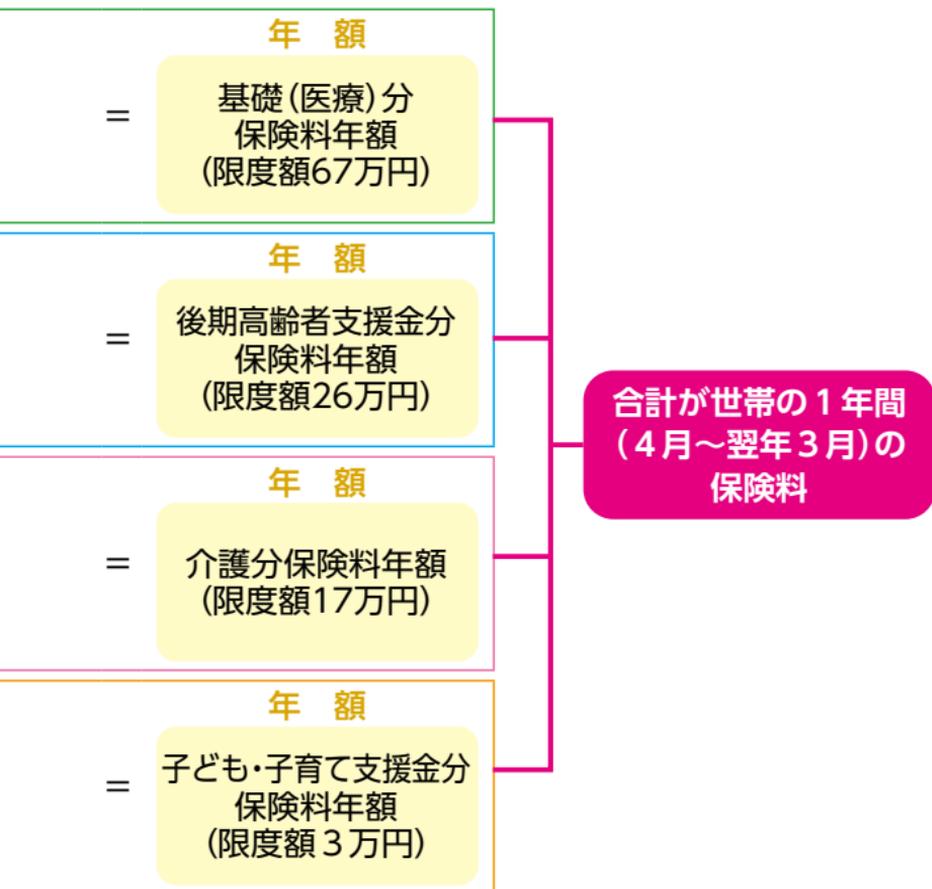
## 令和8年度から「子ども・子育て支援金分」も納めます

国は、全世代で子育て世帯を支える新しい仕組みとして子ども・子育て支援金制度を創設し、令和8年度から保険料として徴収することとしました。

詳しくは、こども家庭庁のホームページをご覧ください。右の二次元コードからアクセスできます。



保険料の計算方法(令和8年4月～令和9年3月)



## 保険料は年齢に応じて異なります

39歳まで  
の方

①基礎(医療)分と②後期高齢者支援金分と④子ども・子育て支援金分の保険料の合計

40～64歳  
の方

①基礎(医療)分と②後期高齢者支援金分と③介護分と④子ども・子育て支援金分の保険料の合計

65～74歳  
の方

①基礎(医療)分と②後期高齢者支援金分と④子ども・子育て支援金分の保険料の合計  
※③介護分は介護保険料として、別途介護保険課から通知

# 保険料は6月に決定し、お知らせします

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

令和8年度の保険料（4月～翌年3月）は、6月下旬に通知します。年間保険料は6月～翌年3月の10回で納めます。

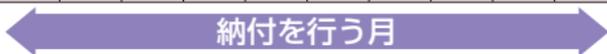
4・5月の納付はありません（ただし、前年度以前の保険料が変更になり、4・5月納期分の保険料として請求される場合があります）。



## 【例】1年間の保険料が120,000円の世帯

保険料が決定された6月の通知書（年間120,000円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納付額	-	-	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000



4・5月分の保険料は、6月以降に含め、10回に分けて納めます。

## 年金からの引き落とし（特別徴収）となる方へ

### ●納期月について

年金からの引き落とし（特別徴収）となる方は、納期月が異なります。原則、年金支給月の4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回です。

### ●年金からの引き落とし（特別徴収）の世帯主が脱退したとき

特別徴収を中止します。世帯の年間保険料を再計算し、変更後の納入通知書を郵送します。なお、不足分があるときは、納付書で納付する場合があります。

## 保険料のお知らせと納付書の郵送時期

6月下旬	<p>令和8年度の保険料が決定した後、「納入通知書」と「納付書」を郵送します。「納付書」は、前半6月納期分から10月納期分の各月納付用と年額一括納付用を同封します。</p> <p>口座振替・年金からの引き落とし（特別徴収）の世帯には、原則「納入通知書」のみ郵送します。</p>
11月下旬	<p>後半11月納期分から3月納期分の「納付書」を郵送します。口座振替・年金からの引き落とし（特別徴収）の世帯には、原則郵送しません。</p>



## 税の申告をお願いします

保険料は、税の申告内容（前年の1月～12月までの所得）に基づき計算します。また、保険料の減額には、世帯主、加入者全員および旧国保加入者（P.13参照）の所得の申告が必要です。

所得がなかった方は税務署で行う確定申告は不要ですが、練馬区税務課で住民税の申告をおすすめします。住民税の申告ができない方（1月1日海外居住など）には、「国民健康保険料に関する申告書（簡易申告書）」を郵送しますのでご提出ください。簡易申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。

## 保険料が変更になる方

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

年度途中で資格異動（加入や脱退など）や所得の申告に修正があった場合は、保険料を再計算します。ただし、令和6年度以前の保険料は変更にならない場合があります。保険料に変更が生じた場合は、納入通知書を郵送します。また、再計算した月以降の納期で金額を調整します。



## 年度途中で40歳になる方の保険料

40歳の誕生日（1日生まれの方は前月）分から、介護分保険料を納付します。再計算して納入通知書を郵送します。



## 年度途中で65歳になる方の保険料

65歳の誕生日の前月（1日生まれの方は前々月）分までの介護分保険料を、あらかじめ3月までの納期で均等に分けて納付します。そのため、65歳になってからも国保の納付額は変わりませんが、介護保険料との二重払いにはなりません（P.54参照）。



保険料は6月に決定し、お知らせします／保険料が変更になる方

## 年度途中で75歳になる方の保険料

75歳になる方は、後期高齢者医療制度に移行（加入）し、国保を脱退します。この加入・脱退は自動的に行われるため、手続きは不要です。

保険料は、75歳の誕生月の前月分までを国保で納付し、75歳の誕生月分からは後期高齢者医療制度で納付します（P.55参照）。

### ●年度途中で75歳になる方が1人で加入している場合

75歳の誕生月の前月分までの保険料を、6月から誕生月の前月までの納期で均等に分けて納付します（5月に75歳になる方は、6月納期分でまとめて納付します）。

### ●加入者が2人以上いる世帯で、年度途中で75歳になる方が1人いる場合

75歳の誕生月の前月分までの保険料を、翌年3月までの納期で均等に分けて納付します。

75歳になってからも国保の納付額は変わりませんが、後期高齢者医療制度の保険料との二重払いにはなりません。



### ●年金からの引き落とし（特別徴収）となっている方の場合

10月末までに75歳になる方は、口座振替または納付書で納付します。11月以降に75歳になる方は、誕生月の前月までの年金支給月に、年金からの引き落とし（特別徴収）で納付します。

## 年度途中に加入した方の保険料

年度途中に加入した方の保険料は、届出日からではなく、**国保の加入資格が発生した月分から納付します。**

保険料は月単位となり、月の途中から加入した場合でも日割り計算にはなりません。月の末日に国保に加入していれば、その月の保険料を納付します。

$$\text{年間保険料} \times \frac{\text{加入資格が発生した月から3月までの月数}}{12}$$

**【例】 6月30日に退職して7月13日に加入届をした場合  
7月～翌年3月の保険料（120,000円の世帯）**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納付額	-	-	-	-	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

納付を行う月

国保の資格取得日：7月1日（退職日の翌日）

7月～3月までの9か月分の保険料を、届出した翌月の8月～翌年3月までの8回に分けて納めます。

## 練馬区に転入した方の保険料

他の区市町村から転入した方に、**暫定的に均等割額（P.16参照）の保険料のみを計算して、納入通知書や納付書を郵送することがあります。**



その後、前年の所得の情報が判明した時点で再計算するため、後日保険料が変更になることがあります。

その場合、変更後の納入通知書および納付書を郵送しますので、新しい納付書で納付してください。

なお、保険料の計算方法は区市町村ごとに異なる場合があります。

## 年度途中に脱退した方の保険料

年度途中に脱退した方は、保険料を再計算し、保険料の金額に変更があった場合は変更後の納入通知書等を世帯主宛てに郵送します。

● **世帯の一部が脱退したとき**

世帯の年間保険料を再計算します。再計算の結果、残りの保険料を、脱退届を行った月（または翌月）から翌年3月までで調整し、変更後の納入通知書等を郵送します。

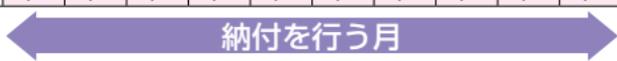
● **世帯全員が脱退したとき**

国保の資格を喪失した月の前月分までの保険料を再計算します。

**再計算の結果、不足があるときは、資格を喪失した月以降も保険料を納付することがあります。** 納め過ぎた保険料があるときは還付します。

**【例】当初1年間（4月～翌年3月）の保険料120,000円の世帯が8月中旬に世帯全員が練馬区から転出した場合**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納付額	-	-	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000



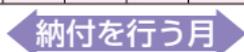
保険料は6月に決定し、納付が開始になります。

4、5月分の保険料は、6月以降に含め、10回に分けて納めます。

**転出届の届出により、転出した月の前月分までの保険料を再計算。**

**再計算した結果、40,000円（4か月分）に変更になった。**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
納付額	-	-	12,000	12,000	12,000	4,000	0	0	0	0	0	0



すでに納めている24,000円（6、7月納期分）では保険料が不足します。これは4、5月納期月に保険料の納付がないためです。

残額の保険料は、転出後の納期で納付します。再計算後の保険料の内容は、転出届出月または翌月に納入通知書等を郵送します。

# 保険料の減額・免除

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

## ◆未就学児の均等割額の減額（5割減額）

世帯内の未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない方）で、国保に加入している方の均等割額を5割減額します。

**自動的に減額を適用するため、申請不要です。**

※下記「前年所得による均等割額の減額」が適用される世帯に未就学児で国保に加入している方がいる場合、その方の当該減額後の均等割額をさらに5割減額します。



## ◆子ども・子育て支援金分保険料にかかる均等割額の減額

世帯内の18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない方）で、国保に加入している方の子ども・子育て支援金分保険料にかかる均等割額を10割（全額）減額します。

**自動的に減額を適用するため、申請不要です。**

## ◆前年所得による均等割額の減額（7割・5割・2割減額）

税の申告内容に基づき、世帯の所得が一定基準以下の場合、保険料の均等割額を減額します。

**自動的に減額を適用するため、申請不要です。**



●世帯主、加入者および旧国保加入者（※）のうち一人でも税の申告をしていない方がいる場合は、減額判定の対象となりません。

所得がなかった場合も住民税の申告をおすすめします。（P.19）

●期限より遅れて税の申告をしたり、簡易申告書を提出した結果、減額が適用となったときは、年間保険料を再計算し、減額適用の決定された月以降に納める保険料で調整して通知します。

※旧国保加入者：後期高齢者医療制度に移行（加入）するために国保を脱退してからも、引き続き国保加入者と同じ世帯にいる方

## ◆旧被扶養者減免

職場の健康保険などに加入していた方が後期高齢者医療制度に移行（加入）することに伴い、被扶養者であった65歳以上の方が国保に加入する場合、保険料は所得割額を免除し、均等割額を5割減額（最大2年間）します。**この減額の適用は、世帯主による申請が必要です。**

### ●申請に必要なもの

健康保険資格喪失証明書（保険者または年金事務所が発行したものに限り、職場が発行したものでは受付できません。）

#### 受付窓口

こくほ資格係（区役所本庁舎3階）  
こくほ石神井係（石神井庁舎2階）

## ◆非自発的失業者軽減制度

倒産や解雇等により非自発的失業者となった方の保険料の軽減制度があります。失業時からその翌年度末までの間、前年の所得のうち給与所得を30/100に減じて保険料を計算します。**この減額の適用は、申請が必要です。**

### ●対象となる方（下記の条件をすべて満たす方）

- ①雇用保険受給資格者証（※1）が交付されている方で、離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34の方（ただし「特例受給資格者」は除く）
- ②離職日の時点で65歳未満の方

### ●申請に必要なもの（※2）

- ①雇用保険受給資格者証（※1）（原本）
- ②練馬区国保の資格情報のお知らせまたは資格確認書

#### 受付窓口

こくほ資格係（区役所本庁舎3階）  
こくほ石神井係（石神井庁舎2階）

※1 雇用保険受給資格通知も含まれます。

※2 郵送での手続きも可能です。

## ◆特別な事情による減免

風水害や火災などの災害で、資産に重大な被害を受けた方または被保険者が死亡もしくは傷病などで、収入が著しく減少した方について、納期を過ぎていない保険料から3か月を限度として保険料を減額または免除できる制度があります。世帯の平均収入額や預貯金など資産の合計と、生活保護基準に基づき算定した額とを比較し、適用の可否を決定します。

ご事情を伺い、必要書類などを案内しますので、**事前に電話で相談してください**。一部負担金（医療費）の減免については、P.47をご覧ください。



**受付窓口**

こくほ資格係

(区役所本庁舎3階)

## ◆産前産後期間の減額

妊娠85日（12週）以降に出産した方もしくは出産予定の方について、その方の保険料（均等割額、所得割額）を減額します。出産日もしくは出産予定日の属する月を基準月として、基準月の前月から4か月分が対象です。



多胎（双子等）の場合、基準月の3か月前から6か月分が対象となります。

この減額適用は、**届出が必要です**。ただし、**練馬区あてに出産育児一時金を申請し決定された方は、自動的に減額を適用しますので届出は不要です**。詳しい届出方法については、練馬区のホームページをご覧ください。右の二次元コードからアクセスできます。



**受付窓口**

こくほ資格係

(区役所本庁舎3階)

# 納入通知書の見方

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

見  
本

令和 年度 練馬区国民健康保険料納入通知書 国民健康保険料はつきのとおり  
となりました。

国保は国民健康保険法に基づく世帯単位の制度です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいる場合には、保険料の納入通知書や納付書などは世帯主宛てに郵送します。この場合、納入通知書の世帯主名の下には「国保加入者でない世帯主」と表示しています。これは、世帯主が納付義務者となっているためです (P.5 参照)。

記号番号 20

保険料の所得割額を算出する基となる金額で、「旧ただし書き所得」です (P.16 参照)。旧ただし書き所得が不明の場合は、納入通知書の賦課基準額欄に、「\*\*\*」と表示されます。

練馬区に転入後間もない方や、所得税の確定申告または住民税の申告が未申告の方は、賦課基準額が判明した時点で保険料を再計算するため、後日、保険料が変更になることがあります。

氏名	資格月	加入月数	賦課基準額	概算額
主	○	●	●	●

国保の資格がある月と月数です。

- 基礎(医療)分、後期高齢者支援金分および子ども・子育て支援金分保険料
- 介護分保険料を含んでいます (P.16・17 参照)

※「資格月」欄の表示は、○は基礎(医療)分・支援金分・子育て支援金分保険料、●はそれらに加えて介護分保険料を含んだ賦課月です。

※「賦課基準額」欄に「H」が表示されている場合は、非自発的失業者軽減制度が適用されています。

※「賦課基準額」欄に「M」が表示されている場合は、次年度迄の均等割額の減額が適用されています。

※納付書で納める場合、11月納期分以降の納付書は11月下旬に郵送します。

※保険料の計算方法や納付方法ならびに注意事項等は表紙をご覧ください。

問合せ先 練馬区国保年金課こくほ資格係 03 (5984) 4554(ダイヤルイン)

「概算額」は、保険料の個人別内訳を表示しています。なお、保険料は、世帯の国保加入者全員分をまとめて世帯主に請求するため、個人ごとに請求することはできません。

〇〇年度相当分とは保険料の対象年度のことです。  
 〇〇年度賦課とは保険料を計算した年度のことです。

年度相当分 国民健康保険料の明細

〇通知理由

これらの保険料納付方法等

保険料徴収方法
特別徴収義務者 (年世保険者)
特別徴収対象年金
特別徴収開始理由
特別徴収中止理由

収入科目

会計 国民健康保険事業会計(款・項) 国民健康保険料

※1 健康保険料等納付の電算処理の旨は、小額以下も加算しているため、合計保険料額と一致しない場合があります。  
 ※2 子育て支援金分保険料の「地域別」「標準徴収額」の表示は、標準のうち任意率適用の方のみ表示されていますが、「標準額」「均等割額」「合計保険料」等の金額は標準率適用の方の均等割額の適用が適用された後の金額となります。

この通知書は、作成です。

〇 年度保険料額 (単位・円)

	賦課基準額	料率	所得割額	均等割額	被保険者数	計
基礎(医療)分保険料		%				①
支援金分保険料		%				②
介護分保険料		%				③
子育て支援金分保険料		%		※2		④
合計保険料額(①+②+③+④)						※1

〇納期別保険料額 (単位・円) ※2「納める金額」欄の普通徴収の額は、当月分の保険料が納付済とされているためです。

内 訳	変 更 前		決 定 額		納める金額	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
年度相当分						
年度賦課額						
(ア)						
(イ)						
4月納期分						
5月納期分						
6月納期分						
7月納期分						
8月納期分						
9月納期分						
10月納期分						
11月納期分						
12月納期分						
1月納期分						

(ア)「〇月納期分」欄は、納付月と納付額をあらわしています。  
 【例】6月納期分とは、6月相当分の保険料ではなく、6月に納付する保険料額です。

(イ)「普通徴収」、「特別徴収」欄は、保険料の納付方法を表示しています。  
 「普通徴収」は、納付書での納付または口座振替での納付です。  
 「特別徴収」は、年金からの引き落としでの納付です。

(ウ)「決定額」欄は、納付する保険料額です。  
 年度途中で保険料額に変更があった場合は、「変更前」、「決定額」を表示しています。

# 保険料の納め方

こくほ収納係 ☎03 (5984) 4559

## 口座振替による納付（普通徴収）

保険料の納め方

**保険料の納付は、原則、口座振替です。**

Web口座振替  
受付サービス

口座振替は以下のいずれかの方法でお申込みください。

### ①インターネットからの申込み



パソコン・スマートフォン・タブレット端末から申込みができます。練馬区のホームページ内の「Web口座振替受付サービス」から国民健康保険料を選択してお申込みください。



### ②キャッシュカードによる申込み

専用端末にてキャッシュカードを読み取ることで、その場で口座振替の登録ができます。（カードの磁気の状態等により読み取れないことがあります。）

※この申込方法で手続きができるのは、口座名義人の方のみです。

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>振替口座のある個人の普通（当座）預金キャッシュカード（登録の際に暗証番号の入力が必要です）</li><li>本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</li></ul>
受付窓口	<ul style="list-style-type: none"><li>区役所本庁舎 4階収納課</li><li>石神井庁舎 2階こくほ石神井係</li></ul>
ご利用可能な金融機関	みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、巢鴨信用金庫、西京信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、東京あおば農業協同組合

### ③口座振替依頼書での申込み

口座振替依頼書に必要事項を記入し、口座の届出印を押印のうえ、こくほ収納係まで郵送してください。被保険者等記号・番号等の分かるもの（納付書など）・通帳・口座の届出印を持参し、練馬区内の金融機関・郵便局の窓口でも申込みができます。口座の登録まで2か月ほどかかります。登録後、納期限の日に振替します。納付の確認は通帳の記帳等をお願いします。

**口座振替開始前の保険料は、納付書で納付してください。**

## 保険料の支払済額の確認について（年末調整、確定申告他）

納めた保険料は、年末調整・確定申告等の社会保険料控除の対象です。

口座振替で納付した世帯には12月下旬に、世帯主宛てに1年間の支払済額確認書を郵送します。

確定申告に資料の添付は不要ですが、納付方法にかかわらず、確認書が必要な場合は随時交付しますのでお問い合わせください。

## 納付書による納付（普通徴収）

6月（6～10月納期分、一括）、11月（11～3月納期分）の2回に分けて納付書を郵送します。納期限までに納付してください。

### 納付場所

窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所本庁舎4階収納課</li> <li>・石神井庁舎2階こくほ石神井係</li> <li>・区民事務所（練馬、石神井を除く）</li> <li>・金融機関（特別区指定金融機関、特別区公金収納取扱店）</li> <li>・ゆうちょ銀行・郵便局（東京都、山梨県および関東各県）</li> <li>・コンビニエンスストア（30万円以下のバーコード付納付書に限る）</li> </ul>		
	スマートフォン	モバイルレジ （電子マネー請求書払い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットバンキングでの納付</li> <li>・クレジットカードでの納付（決済手数料がかかります）</li> </ul>
		☆スマートフォンでの納付時の注意 ・30万円以下のバーコード付納付書に限ります。 ・領収書は発行されません（アプリ履歴で確認してください）。	保険料の納付方法 

## 年金からの引き落とし（特別徴収）

下記の条件をすべて満たす方は、公的年金（主に老齢基礎年金）から保険料を引き落とし特別徴収の対象者となります。特別徴収を希望しない場合は、口座振替の納付が選択できます。なお、特別徴収の対象者は納付書での納付は選択できません。

条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>①世帯主が国保加入者であること。</li> <li>②世帯内の国保加入者の方全員が65歳以上75歳未満であること。</li> <li>③世帯主の介護保険料が年金から特別徴収されていること。</li> <li>④特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保の保険料と介護保険料を合わせて年金額の2分の1を超えないこと。</li> </ol>
----	--

- 保険料決定前（4・6月）の年金からの特別徴収額は、2月または4月に「仮徴収のお知らせ」で通知します。
- 納期月については、P.18をご覧ください。

# 期限内に納付をお願いします

納付案内センター ☎03 (5984) 4547

## 納期限を過ぎてしまうと

期限内に納付をお願いします

### ●督促

納期限までに保険料の納付がない場合、法令に基づき督促状を発送します。



### ●催告

納付勧奨のため**文書催告**や電話による**納付案内**、および訪問による区への連絡勧奨を行います。

電話による納付案内および訪問は民間事業者に委託しており、午前9時から午後8時まで行っています。**(電話のみ土・日・祝休日は午後6時まで)**

### ●自動音声電話・SMS

保険料を納め忘れた方に自動音声およびSMS（ショートメッセージ）による納付案内のお知らせを発信しています。

※電話（自動音声・SMSを含む）でATMからの振込を案内することはありません。「振り込め詐欺」にご注意ください。

※保険料の入金確認には、2週間程度の時間がかかります。このため、納期限を過ぎてから納付された場合は、行き違いにより督促状の発送や催告を行う場合がありますので、ご了承ください。

### ●滞納処分

督促状の指定期限までに保険料の納付がない場合は、法令に基づき財産調査のうえ、滞納処分を行います。

## まずは納付相談を

納期限を過ぎた保険料は、原則一括での納付です。

一括での納付が困難な場合は未納のままにせず、納付方法についてご相談ください。

※納付方法については一定の条件があるため、ご希望どおりとならないことがあります。詳しくは納付案内センターへお問い合わせください。



職場の健康保険に加入したら …➡

詳しくはP.6をご覧ください。

## 納付相談の窓口は

収納課（区役所本庁舎4階）の窓口またはお電話でお受けします。

こくほ石神井係（石神井庁舎）・区民事務所ではお受けできません。

保険料の計算や金額については、世帯主の方に送付する納入通知書をご確認ください。詳しくはP.26・27をご覧ください。

## 未納が継続すると

### ● 限度額適用認定証の交付制限

保険料に未納がある場合、原則として認定証を交付できません。

### ● 医療費の自己負担割合が10割となる特別療養となる場合があります

1年以上前の保険料に未納がある状況が続くと、国民健康保険法第54条の3に基づき、医療費の自己負担割合が10割となる特別療養となる場合があります。その場合は事前に通知を送付し、対象者に資格確認書の返還を求めたうえで、資格確認書（特別療養）または資格情報のお知らせ（特別療養）を発行します。

医療機関などで資格確認書（特別療養）またはマイナ保険証を提示することにより、被保険者の資格があることの確認ができ、保険診療を受けることができます。医療費の支払いはいったん全額自己負担になりますが、国保負担分（7割）は後日、申請により特別療養費として支給されます。

また、1年6か月以上前の保険料に未納があると、特別療養費などの保険給付の全部または一部の支払を差し止め、未納保険料に充てることがあります。

※特別療養となった場合も、国保の資格および保険料の納付義務は継続されます。

※マイナ保険証が利用できない場合などはマイナ保険証と併せて資格情報のお知らせ（特別療養）を医療機関などの窓口にて提示してください。

職場の健康保険などに加入したときには、**国保の脱退手続きを行う必要があります。自動的に国保脱退にはなりません。**保険料は脱退の届出がされるまで、引き続き請求されます。届出が1年以上遅れると、保険料が減額にならない場合がありますのでご注意ください。

なお、国保の脱退手続きは郵送、電子申請でもできます。

# 国保で受けられる給付

## 医療機関等にかかるときの給付

病気やけがをしたときは、医療機関等にマイナ保険証等(マイナ保険証、資格確認書)を提示すると医療費の一部を支払うだけで診療を受けることができます。この窓口で負担する医療費を一部負担金といいます。



## 一部負担金の負担割合

0歳～小学校入学前	小学校入学後～69歳	70歳～74歳
2割	3割	2割または3割

- 70～74歳の方で、資格確認書をご利用の場合は、高齢受給者証も合わせてご提示ください。マイナ保険証をご利用の場合は高齢受給者証の提示は不要です(P.12参照)。
- 各種医療費助成の証(乳子費障親など)をお持ちの方が都内の医療機関等で診療を受ける際は、マイナ保険証等と一緒にご提示ください。それぞれの証に応じて一部負担金が減額または免除になります。
- 医療機関等の診療には保険が適用されないものがあります。その場合、原則として自己負担する必要があります。詳しくはP.48をご確認ください。
- 申請により支給する保険給付高額療養費や葬祭費など、申請により給付が受けられるものもあります。詳しくは該当の項目を確認し、申請期間内に申請してください。

## これから高額な医療費がかかるとき (限度額適用認定証)

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

医療機関等に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、認定証)を提示することで、1つの医療機関等(入院医科・入院歯科・外来医科・外来歯科別)につき月ごとの一部負担金の上限額が自己負担限度額までとなります。**限度額は、年齢と世帯の所得区分によって異なります(P.34・35参照)**。認定証は窓口や郵送のほか、右の二次元コードから電子申請もできます。



郵送の場合、区のホームページから申請書がダウンロードできます。**保険料に未納がある場合は、原則として交付できません。**マイナ保険証を利用する場合、原則認定証は不要です（入院91日以降で食事代の減額を受ける場合（長期該当）を除く）。

**一部、マイナ保険証では認定証の情報を確認できない場合があるため、事前に医療機関等にご確認ください。**

## 入院時の食事代

入院時の1食あたりの食事代は、下表のとおりです。世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合は、医療機関等で認定証またはマイナ保険証の提示により、食事代が減額されます。なお、食事代の減額は、申請日の当月の1日から適用となります（入院90日まで）。



これから高額な医療費がかかるとき（限度額適用認定証）

### ●70歳未満の方の入院時食事療養標準負担

所得区分	食事代／1食
課税（ア～エ）	510円
非課税（オ）	過去12か月の入院日数が90日以内240円 ※91日以降190円（要申請）

### ●70歳以上の方の入院時食事療養標準負担

所得区分	食事代／1食
課税（一般） 課税（現役並みⅠ～Ⅲ）	510円
非課税（Ⅱ）	過去12か月の入院日数が90日以内240円 ※91日以降190円（要申請）
非課税（Ⅰ）	110円

食事代は令和8年6月に変更予定です。

### ※入院91日以降の食事代の減額（長期該当の認定）

住民税非課税世帯で認定証の区分が、「オ」または「Ⅱ」の方は、過去12か月の入院日数が91日以上の場合、申請により長期該当の認定を受けることができます。長期該当の認定を受けると食事代が240円から190円にさらに減額されます。長期該当による食事代の減額は、**原則として申請日の翌月1日から適用となります。**入院が90日を超えることがわかったら一度お問い合わせください。申請日から申請月末日までの減額分の差額食事代については別途申請により支給します。

## 70歳未満の方の所得区分および月ごと (月の1日から月末まで)の自己負担限度額

所得区分	基準所得額 (旧ただし書き所得) ※1	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降 多数回該当(※2)
ア	901万円超	252,600円+ (総医療費10割-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費10割-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費10割-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税 (※3)	35,400円	24,600円

所得の有無にかかわらず、税申告をお願いいたします。  
税の申告がないと所得区分が「ア」と判定されます。

## 70～74歳の方の所得区分および月ごと (月の1日から月末まで)の自己負担限度額

負担割合	所得区分		自己負担限度額	
			外来+入院 (世帯単位)	
			3回目まで	4回目以降 多数回該当(※2)
3割	現役並み所得 (※4)	Ⅲ	252,600円+ (総医療費10割-842,000円)×1%	140,100円
		Ⅱ	167,400円+ (総医療費10割-558,000円)×1%	93,000円
		Ⅰ	80,100円+ (総医療費10割-267,000円)×1%	44,400円

負担割合	所得区分		自己負担限度額		
			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
				3回目まで	4回目以降 多数回該当(※2)
2割	一般	(年間上限144,000円) (※5)	57,600円	44,400円	
			8,000円	24,600円	
	住民税非課税 (※3)	Ⅱ	8,000円	15,000円	
		Ⅰ	8,000円	15,000円	

これから高額な医療費がかかるとき(限度額適用認定証)

- ※ 1 「旧ただし書き所得」…国保加入者の前年の総所得金額等から住民税基礎控除額（43万円）を差し引いたものです。なお、所得区分は国保加入者全員の旧ただし書き所得の合計で判定します。
- ※ 2 多数回該当…診療月を含む12か月以内に限度額を超える月が3回以上あり、当該月が4回目以降になる場合をさします。3回目までに比べて負担が軽減されます。
- ※ 3 オ・Ⅱ…世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
  - I ……住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準以下（年金収入のみの場合、個人ごと806,700円以下など）の世帯
- ※ 4 現役並み所得…国保加入者のうち、70歳以上で住民税課税所得金額（収入から必要経費・各所得控除を差し引いた住民税を算出するための所得）が以下のいずれかに該当する方が1人でもいる世帯
  - Ⅲ…690万円以上
  - Ⅱ…380万円以上
  - I…145万円以上
- ※ 5 毎年8月1日から翌年7月31日までに外来で支払った医療費の自己負担を個人ごとに合算し、年間上限額（144,000円）を超えた場合に高額療養（外来年間合算）費として支給します。該当する世帯に申請書を送付します。

国の高額療養費制度の見直しにより、自己負担限度額は令和8年8月に変更予定です。最新の情報は区のホームページをご確認ください。右の二次元コードからアクセスできます。



## 認定証の申請が必要な方と不要な方

マイナ保険証をお持ちでなく、70～74歳で所得区分が「現役並み所得Ⅲ」または「一般」の方は、高齢受給者証（P.12参照）で所得区分が確認できるため、認定証の申請は不要です。また、マイナ保険証を利用する場合、所得区分にかかわらず認定証は原則不要です。

所得区分	70歳未満	70～74歳			住民税非課税 Ⅱ・Ⅰ
	ア～オ	現役並み所得 Ⅲ	Ⅱ・Ⅰ	一般	
認定証の申請	必要	不要	必要	不要	必要

- 所得区分は住民税の申告に基づいて判定し、毎年8月が年度の切り替えとなります。

住民税	申告する所得	国保の所得区分として判定される期間
令和7年度	令和6年分 (1月～12月)	令和7年8月～令和8年7月 診療分
令和8年度	令和7年分 (1月～12月)	令和8年8月～令和9年7月 診療分

## 高額な医療費を支払ったとき

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

月の1日から末日までに支払った保険適用分の医療費がP.34～35の自己負担限度額を超えた場合は、申請により超えた分を「高額療養費」として支給します。該当する世帯には、診療月のおおむね3～4か月後に区から高額療養費支給申請のお知らせを送付しますので、同封の申請書を郵送してください。申請してから支給されるまでは1か月半から2か月程度かかります。

高額療養費の支給申請書を提出すると次回以降は原則手続き不要となり、前回振り込みを行った口座に自動で振り込みいたします（一部対象外の金融機関があります）。ただし、申請書をご提出いただいた時期によっては、次の申請書がお手元に届く場合があります。その場合には、申請書の提出が必要です。

【申請期間】診療月の翌月1日から2年間です。



## 高額療養費と限度額適用認定証等について

認定証 (P.32~36参照) もしくはマイナ保険証を提示した場合と、提示しないで高額療養費の支給を受けた場合では、最終的な自己負担額に変わりはありません。

高額療養費の支給は、診療月のおおよそ3~6か月後となります。窓口での負担額を抑えたい場合には、認定証またはマイナ保険証をご提示ください。



## 高額療養費の計算方法

窓口で支払った  
一部負担金  
の合計

-

自己負担  
限度額  
(P.34・35)

=

支給される  
高額療養費

① 保険適用分のみで計算します。  
入院時の食事代や差額ベッド代などは計算の対象外です。

② 月ごと (月の1日から末日までの1か月単位) で計算します。

入院して月をまたいだ場合や、複数月の医療費をまとめて支払った場合でも診療月ごとに計算します (下図を参照)。



例 所得区分:エ 入院期間11月1日~11月10日 (10日間)

11月1日

11月10日

自己負担限度額 57,600円

例 所得区分:エ 入院期間10月25日~11月3日 (10日間)

10月25日

11月1日

11月3日

57,600円(10月分)

57,600円(11月分)

月ごとに限度額まで負担します

高額な医療費を支払ったとき

- 70歳未満の方は、①～②で21,000円（※）以上の一部負担金に限り計算の対象となります。

院外処方の調剤については、処方元の医療機関等とあわせて21,000円以上の場合、計算の対象となります。

- ※医療機関等（入院医科・入院歯科・外来医科・外来歯科別）ごとの一部負担金

- 70～74歳の方は、①～②ですべての一部負担金が計算の対象となります。

- 例 入院の総医療費（10割）が100万円かった場合（70歳未満、区分「工」の場合）

※ 食事代など保険適用外のものを除く

自己負担は3割のため、一部負担金は30万円になります。



区分工の限度額は57,600円なので一部負担金（30万円）との差額分が高額療養費の計算対象になります。

$$\begin{array}{rcl}
 300,000\text{円} & - & 57,600\text{円} & = & 242,400\text{円} \\
 \text{(一部負担金)} & & \text{(限度額)} & & \text{(高額療養費)}
 \end{array}$$



◆認定証を提示した場合  
⇒57,600円を支払います。

◆認定証を提示しなかった場合  
⇒30万円を窓口で支払います（高額療養費の申請を行うことで242,400円が後から支給されます）。

# 高額介護合算療養費の申請

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

同一世帯内で健康保険と介護保険の両方を利用し、医療費と介護サービス費の年間（毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間）の自己負担額（※）が世帯の負担限度額（下表参照）を超えた場合は、超えた分を「高額介護合算療養費」として支給します。

申請先は7月31日時点に加入している健康保険となります。計算期間内に加入の健康保険が練馬区の国保と、介護保険のみで支給対象の世帯には、2月～3月ごろに申請書を送付します。



【申請期間】 通知日の翌日から2年間です。

※「高額療養費(P.35※5の外来年間合算を含む)」や「高額介護サービス費」などに該当する場合、それらの支給額を差し引いた金額

高額介護合算療養費の申請

## 世帯の負担限度額

### 【70歳未満の方】

所得区分	世帯の負担限度額
ア	212万円
イ	141万円
ウ	67万円
エ	60万円
オ	34万円

### 【70～74歳の方】

所得区分	世帯の負担限度額	
現役並み所得	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一般		56万円
住民税非課税	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

- 70歳未満の方は、21,000円（※）以上の一部負担金が計算の対象となります。
- ※医療機関等（入院医科・入院歯科・外来医科・外来歯科別）ごとの一部負担金
- 原則として、7月31日時点の所得区分が適用となります。
- 所得区分の詳しい説明については、P.34・35をご覧ください。

# 特定疾病療養受療証の申請

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

## 対象となる疾病

- 人工透析を実施している慢性腎不全
- 血友病
- 血液凝固因子製剤の投与に起因する  
(血液製剤による) HIV感染症



上記の疾病に該当する方は、「特定疾病療養受療証」を医療機関等に提示することで、該当する疾病の診療について1か月の自己負担額が、1つの医療機関等(入院・外来別)につき1万円または2万円(※)となります。受療証は窓口や郵送のほか、右の二次元コードから電子申請もできます。郵送の場合、区のホームページから申請書がダウンロードできます。



※慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の方のうち、所得区分が「ア」または「イ」の方(P.34参照)は、2万円の負担となります。

## 特定疾病療養受療証の申請に必要なもの

- ①医師の診断書(申請書に医師の意見欄があります)
- ②受療者の本人確認書類

③医療券を特定疾病療養受療証と一緒に提示すると、自己負担額からさらに1万円を助成します。詳しくは保健予防課またはお近くの保健相談所にお問い合わせください。

# 療養費の申請

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

急病で医療機関等にマイナ保険証等を提示できなかった場合など医療費の全額を自己負担した場合は、保険で認められた部分のうち、国保負担分を「療養費」として支給します。申請してから支給されるまで3か月程度かかります。申請に必要な書類等はP.42をご覧ください。申請書は区のホームページからもダウンロードできます。  
※海外療養費は窓口でのみ申請ができません。

【申請期間】 医療費を支払った日の翌日から2年間です。



各種医療費助成の証（乳子青障親など）をお持ちの方は、それぞれの担当部署への申請も必要です。

※輸血のために生血の費用を負担された場合はお問い合わせください。

# 移送費の申請

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

病気やけがにより、入院治療が必要となるときまたは転院せざるを得ないときで、移動することが著しく困難な場合に、医師の指示で緊急に病院などに移送された費用について、審査によって必要であると認められた場合に移送費が支給されます。申請方法などは、事前にお問い合わせください。



例1 重篤な負傷を負った患者が、災害現場から医療機関等に緊急に移送された場合

例2 自力での移動が困難である入院中の患者が、当該医療機関等の設備等では十分な診療ができないため、医師の指示により緊急に転院した場合

※本人希望、家族の都合による入退院、転院の場合は対象外です。

【申請期間】 費用を支払った日の翌日から2年間です。

## 療養費支給申請に必要なもの

### ①申請者の本人確認書類 ②世帯主名義の口座番号 (①②は共通して必要)

療養費支給申請に必要なもの

こんなとき	①②の他に必要となるもの
急病など緊急その他やむを得ない理由で、医療機関等にマイナ保険証等を提示できなかつたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診療報酬明細書 (レセプト) (診療明細書は不可)</li> <li>● 領収書</li> </ul>
医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作つたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補装具を必要とした医師の証明書または意見書</li> <li>● 領収書 (内訳の記載があるもの)</li> <li>● 装具の写真 (靴型装具を作製の場合のみ必要)</li> </ul>
医師が治療上、マッサージ・はり・きゅうを必要と認めたとき (国保を取り扱う施術所等で施術を受けた場合は、原則手続き不要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施術所発行の療養費申請書</li> <li>● 領収書 (明細の分かるもの)</li> </ul> <p>※ほかに医師の同意書などが必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>
整骨院・接骨院 (柔道整復師) にかかつたとき (国保を取り扱う施術所で施術を受けた場合は、原則手続き不要)	
海外で診療を受けたとき (治療目的で渡航した場合を除く) 支給金額は、国内の医療機関等で同様の診療を受けた場合の保険診療金額を基準とします。申請は、窓口でのみ受け付けます。書類をすべて揃え、帰国後に申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診療内容明細書 (FormA) (※)</li> <li>● 領収明細書 (FormB) (※)</li> <li>● 領収書 (※)</li> </ul> <p>(※) の書類は和訳が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 渡航の事実がわかるパスポート (スタンプがない場合は、航空券の半券等渡航の事実が分かるもの)</li> <li>● 受診の内容などについて調査することを同意する受診者の同意書</li> </ul>
<p>海外へ渡航する際は、万が一のけがに備えてFormA・Bの用紙をあらかじめご用意のうえ、現地の医療機関等で記入・署名してもらってください。FormA・Bの様式は区のホームページからダウンロードできます。</p>	
高齢受給者証を提示できなかつたとき・または負担割合が変わつたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 領収書</li> <li>● 高齢受給者証</li> </ul>

# 整骨院・接骨院のかかり方

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

整骨院・接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門家が施術を行う施設です。医療機関等ではありませんので、国保が使える範囲が限られています。整骨院・接骨院のかかり方を正しく理解して、施術を受けることが大切です。

## 国保が使えるとき

- 医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲および捻挫等と診断され、施術を受けたとき
- ※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。
- 骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき（筋ちがい、ぎっくり腰など）



## 国保が使えないとき

- 慢性的な肩こり、筋肉疲労
- 病気による痛みやこり（リウマチ、神経痛、関節炎、ヘルニア、精神疾患など）
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- スポーツなどによる肉体疲労改善
- 病院や診療所で同じ負傷を治療しているとき
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中の負傷
- 交通事故や第三者からの傷害による負傷
- ※P.48もご確認ください。





受診の際はつぎの点に注意しましょう

- 療養費支給申請書は、治療費を区へ請求することを世帯主が柔道整復師に委任するものです  
負傷名・日数・金額等をよく確認し、必ず自分で署名しましょう。
- 領収書は必ずもらいましょう  
『医療費のお知らせ』（P.46参照）が届いたら、金額・日数の確認をしてください。
- 施術が長期にわたるときは医師の診断を  
長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医療機関等で受診をしましょう。



## 出産育児一時金の申請

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

国保加入者が出産した場合は、お子さん1人あたり「出産育児一時金（50万円）」を支給します（妊娠85日以上で死産、流産した場合も含みます）。



なお、職場の健康保険に本人名義で1年以上加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険と国保のどちらから支給を受けるか選択することができます。

【申請期間】 出産した日の翌日から2年間です。

※産前産後期間の保険料の減額については、P.25をご覧ください。

### 出産育児一時金の申請方法

申請方法は、つぎの①～③の3通りです。

①、②どちらの申請方法が利用できるかは医療機関等によって異なりますので、医療機関等に直接ご確認ください。

#### ①直接支払制度（事前に医療機関等への申請が必要です）

事前に出産する医療機関等に申請し、出産時は出産費用から50万円を差し引いた額を医療機関等で支払う制度

です。

出産費用が50万円未満の場合は、後日区に申請することで差額を世帯主に振り込みます。

## ②受取代理制度（事前に区への申請が必要です）

出産前に区へ申請し、出産時は出産費用から50万円を差し引いた額を医療機関等で支払う制度です（出産予定日の2か月前から手続き可）。

出産費用が50万円未満の場合、申請時の情報に基づいて後日区から差額を世帯主に振り込みます。

## ③どちらの制度も利用しない場合

①、②のどちらの制度も利用しない場合、もしくは海外の医療機関等で出産した場合は、出産後に区へ申請することで、50万円を世帯主に振り込みます。申請してから支給されるまで1か月から1か月半程度かかります。

申請に必要な書類については、下記をご参照ください。

①申請者の本人確認書類

②世帯主名義の口座番号

③母子健康手帳（出生届出済証明を受けたもの）

※妊娠85日以上で死産・流産した場合は、医師の診断書が必要になります。

④直接支払制度を利用するか否かの合意文書

⑤出産費用の領収・明細書

-----  
**【海外の医療機関等で出産した場合】**

上記①、②および⑥～⑧が必要です。

⑥出生証明書（原本とその和訳）

⑦渡航の事実がわかるパスポート

⑧出産費用の領収・明細書とその和訳

※申請時に、現地調査に関する同意書に署名をいただきます。帰国後に申請してください。

# 葬祭費の申請

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

国保加入者が亡くなり葬儀を行ったときは、申請により葬儀を行った方（喪主）に「葬祭費（7万円）」を支給します。職場の健康保険に本人名義で1年以上加入していた方が、退職後3か月以内に亡くなった場合は、職場の健康保険と国保のどちらから支給を受けるか選択することができます。



申請から支給まで1か月から1か月半程度かかります。窓口や郵送のほか、右の二次元コードから電子申請もできます（電子申請には専用アプリのダウンロードとマイナンバーカードが必要です）。郵送の場合、区のホームページから申請書がダウンロードできます。交通事故や労災が適用になる場合などは支給できないことがあります。  
【申請期間】 葬儀を行った日の翌日から2年間です。



## 葬祭費の申請に必要なもの

- ①申請者の本人確認書類
- ②喪主名義の口座番号
- ③喪主の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬礼状の写し

# 医療費のお知らせ

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

医療機関等の受診状況を確認し、ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくため、「医療費のお知らせ」を年2回（2月と8月）世帯主宛てに送付しています。確定申告の医療費控除にも活用できます。医療費控除の申告手続きについては管轄の税務署にご相談ください。

## 医療費のお知らせが送付されない方へ

年度途中で75歳になり後期高齢者医療制度に移行した方や、社会保険等に参加した方などは、「医療費のお知らせ」が送付されません。ご希望の方は、請求により、「医療費のお知らせ」を発行します。右の二次元コードから電子申請もできます。



# 結核・精神医療給付金の申請

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

## 結核医療給付金受給者証

結核医療受給者の方で住民税が非課税（18歳未満の方は世帯主が非課税）の場合は、外来受診でかかった一部負担金を国保が負担する「結核医療給付金受給者証」を交付しますので、保健予防課に申請してください。

## 国保受給者証（精神通院）

障害者総合支援法の適用を受け、世帯の国保加入者全員が住民税非課税の場合は、外来受診の一部負担金を国保が負担する「国保受給者証（精神通院）」を交付しますので、保健予防課またはお近くの保健相談所に申請してください。

## 一部負担金の払い戻し

都外の医療機関等で受診したときなど受給者証が利用できなかった場合は、自己負担した医療費について払い戻しの申請が必要です。

【申請期間】医療費を支払った日の翌日から2年間です。

## 一部負担金払い戻しの申請に必要なもの

①申請者の本人確認書類 ②領収書 ③振込先の口座番号

# 一部負担金の減額・免除

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

以下のいずれかの条件に該当する方について、状況に応じて3か月を限度とし一部負担金が減額または免除になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

- ①震災、風水害、火災などの災害に遭われた方
- ②失業等により収入が著しく減少した方（入院療養の方のみ）

なお、保険料の減免についてはP.25をご覧ください。



# 国保が使えないとき

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

つぎのような場合は、国保を使った受診はできません。原則として自己負担となります。

## 病気やけがと認められないもの

健康診断、人間ドック、予防接種、正常な妊娠や出産、経済上の理由による妊娠中絶、美容整形、治療目的で渡航して海外で治療を受けたとき、歯列矯正、虫歯予防処置・金箔や金合金などの特殊な材料を使ったとき、インプラント治療（一部例外あり）など



## 交通事故や第三者による傷害等によりけがや病気をしたとき

交通事故や傷害など第三者の行為によって治療を受けた場合、治療費は原則として相手方が過失割合に応じて負担するべきものです。ただし、その賠償が遅れたりするときは、一時的に練馬区国保を利用して治療を受けることができます。練馬区国保を利用して医療機関等に受診する場合は、必ず事前にご連絡ください。



交通事故や傷害以外で届出が必要な例

- ・購入食品や飲食店などでの食中毒
- ・他人のペットによるけが

交通事故や第三者による傷害の場合は、必ず事前にご連絡ください。

## 仕事中や通勤途中にけがをしたとき

労働災害や通勤災害の場合は、国保が使えませんので、勤務先へ手続きを確認してください。仕事中や通勤途中のけがでも、労働災害や通勤災害に該当しなかった場合は、必ず事前にご連絡ください。



## 故意の犯罪行為(飲酒運転・麻薬中毒)、けんか・泥酔による傷病

# 新しい健康保険に 加入したとき(不当利得)

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

練馬区国保を脱退して、新しい健康保険に切り替わったときは、練馬区国保は利用しないでください。新しい健康保険の資格情報についてはご加入予定の健康保険組合等にお問い合わせください。万が一練馬区国保を利用した場合は、区から返還請求をさせていただく場合があります。

## 医療費の返還通知が届いたとき

### ①初めに医療費を返還してください

区から返還請求に関する納付書を送付します。金融機関でお支払いください。支払った際の「領収書」は、必ず保管してください。

### ②こくほ給付係へご連絡いただき「診療報酬明細書(レセプト)」を請求してください(自動的に送付されません)

### ③「領収書」と「診療報酬明細書(レセプト)」を添えて、受診時に加入していた健康保険組合等に、払い戻し(療養費)の申請をしてください

【申請期間】原則、受診日から2年間です。

療養費の支払いの可否および手続きの詳細は、受診時にご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

## 診療報酬明細書(レセプト)の開示請求

こくほ給付係 ☎03 (5984) 4553

国保加入者は診療報酬明細書(レセプト)の開示請求ができます。請求を受け付けてから開示の可否を決定するまで1か月程度かかります。請求方法など、詳しくはお問い合わせください。



# 保健事業

## 特定健康診査

健康推進課 成人保健係 ☎03 (5984) 4669

特定健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム（※）を早期発見・予防するための健診です。

※メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪症候群のことで、内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常など動脈硬化のリスクが重なった状態をいいます。



### 対象となる方

つぎのいずれにも該当する方です。

- ① 特定健康診査受診日時時点で練馬区の国保に加入している方  
※ 9月1日以降に加入された方はお問い合わせください。
  - ② 令和8年度中に40～74歳になる方  
(昭和27年4月1日～昭和62年3月31日生まれの方)
- つぎの方は対象となりません。
- ・ 妊産婦の方
  - ・ 長期間継続して病院などに入院されている方
  - ・ 特別養護老人ホームなどに入所されている方 など

### 生活習慣病は命にかかわる重大な病気です

練馬区の国保に加入している40～74歳の方のうち、約5人に1人が糖尿病となっています。糖尿病などの生活習慣病の初期は自覚症状がないため、気づかない間に進行し、命にかかわる重大な病気の原因となる可能性があります。

生活習慣病の発症リスク（肥満、血圧、血糖、脂質）は、特定健康診査の検査項目でチェックすることができますので、毎年必ず特定健康診査を受診しましょう。

## 自己負担金

300円

- 原則前年度住民税非課税世帯の方は、健診の自己負担金は無料です。

- ・同一世帯に課税されている方がいる場合、無料とはなりません。
- ・税の申告をされていない等、課税状況が把握できない場合、無料とならない場合があります。

## 検査項目

問診、身体計測、血圧、血液検査、尿検査など

- 特定健康診査と同時に実施する検査

受診の際に記入する「胸部エックス線検査調査票」の内容により、「一般胸部エックス線検査」または「肺がん検診」のいずれかをご案内します（別途自己負担金あり。「一般胸部エックス線検査」の場合、65歳以上の方は無料。）。



特定健康診査

## 健診場所

協力医療機関（区内・近隣区で約600か所）

区役所東庁舎 2階健康診査室（練馬区豊玉北6-12-1）

練馬区医師会医療健診センター（練馬区高野台2-23-20）

※65歳以上の方は協力医療機関のみとなります。

## ご案内の発送時期

対象の方へ4月下旬から受診券をお送りします。

## 受診期間

令和8年5月から11月30日まで



## 特定健康診査 Q&A

**Q** 健診にかかる時間はどのくらいですか？

**A** 受付から終了まで、概ね1～2時間程度です。

**Q** 去年受診したので今年は受けなくてもいいのでは？

**A** 自分の健康状態を正確に把握するためにも、毎年継続して受診することが重要です。

# 特定保健指導

健康推進課 健康づくり係 ☎03 (5984) 4624

特定保健指導は、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあり、支援が必要と判定された方が対象です。保健師、管理栄養士などの専門職が、健診結果や日ごろの生活習慣から皆様一人ひとりのライフスタイルにあった最適な改善方法を一緒に考え、健康生活をサポートします。特定保健指導の対象となった方は、ぜひ、ご利用ください。



## 動機付け支援

専門職との面談を通して生活習慣を振り返り、改善に向けた行動目標を設定します。支援期間中は、電話等により目標達成のための支援を行います。

## 積極的支援

動機付け支援よりもリスクが高い方が対象です。専門職と一緒に生活習慣の改善点を見つけ、6か月後には、BMI・腹囲・生活習慣の改善が図れるよう目標を設定します。支援期間中は、電話等により、手厚く継続的な支援を行います。

## 特定保健指導実施機関

練馬区医師会、委託業者により実施しています。

## 自己負担金

無料



## 特定保健指導 Q&A

**Q** 自分で努力するので利用を考えていないのですが…

**A** 経験を積んだ専門職の支援により、高い効果が期待できます。ぜひ、ご利用をおすすめします。

**Q** 忙しくて、利用する暇がないのですが…

**A** 初回の面談の後は、電話やメールでの支援となります。面談担当者とはぜひご相談ください。

## がん検診も忘れずに

がんは日本人の死因の第1位ですが、検診で早期に発見できれば治る可能性が高くなります。区では「胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん」の検診を行っています。がん検診も忘れずに受診しましょう。

## 健康づくりの意識を高めましょう

適度な運動、バランスの取れた食事、十分な睡眠・休息を心がけ、体調管理（体温・体重・血圧等の測定、定期的な健康診断の受診）を継続するなど、日頃から健康づくりを心がけましょう。

# 健康づくりは「ねりま健すたぐらむ」から！

健康推進課 健康づくり係 ☎03 (5984) 4624



練馬区では、公式Instagram「ねりま健すたぐらむ」から幅広い世代に向けて健康に関する情報をお届けしています。

様々な健康情報の発信や、フォロー限定のキャンペーンを実施しますので、ぜひフォローしてください。

アクセスはこちらの  
コードから



特定保健指導／健康づくりは「ねりま健すたぐらむ」から！

# 介護保険制度

介護保険課 ☎03 (3993) 1111 (代表)

介護保険は、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度です。



## 加入するのは40歳以上の方

40歳以上の皆さまが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、サービスを利用できるしくみとなっています。

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40～64歳までの医療保険加入者
サービスを受けられる方	日常生活に介護や支援が必要な方	介護保険の対象となる病気（特定疾病）により介護が必要になった方
保険料の納め方	老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の方は年金からの引き落とし。その他の方は納付書または口座振替による個別納付	加入している医療保険の保険料に上乗せして納付

介護保険のサービスを受けるには、要介護認定の申請が必要です。詳しくは、地域包括支援センターまたは介護保険課へお問い合わせください。

地域包括支援センターの問い合わせ先は、練馬区ホームページからご覧いただけます。

ホームページはこちら▶



# 後期高齢者医療制度

後期高齢者資格係 ☎03 (5984) 4587  
 後期高齢者保険料係 ☎03 (5984) 4588

75歳以上の方は、それまでの国保や職場の健康保険などから脱退して、75歳の誕生日から自動的に後期高齢者医療制度に移行（加入）することになります（65～74歳で一定の障害がある方は、申請により加入できる場合があります）。

詳しいお問い合わせ先は下表のとおりです。



加入する方	・75歳以上の方 ・一定の障害がある65歳以上の方	後期高齢者 資格係 ☎03 (5984) 4587
資格確認書等	75歳の誕生日の前月（障害認定の方は認定日以降）に郵送します。	
病院などでの負担割合	かかった医療費の1割、2割または3割負担	
保険料の納め方	所得に応じた保険料を、被保険者一人ひとりが納付（原則として年金からの引き落としです。申請により口座振替での納付も選べます）。	後期高齢者 保険料係 ☎03 (5984) 4588

後期高齢者医療制度

## 後期高齢者医療制度に加入すると資格確認書が変わります

※マイナ保険証をお持ちの方は、そのままマイナ保険証が利用できます。

国保の資格確認書  
+  
高齢受給者証



後期高齢者医療制度の  
資格確認書



※「高齢受給者証」はありません

# 契約温泉施設

保健事業担当係 ☎03 (5984) 4713

## 温泉施設割引（国保温泉センター）

温泉施設の割引には、利用券が必要です。

休館日や営業時間、料金等は、各施設に直接確認してください。

対象施設	電話番号	交通手段
檜原温泉センター 数馬の湯	042-598-6789	JR武蔵五日市駅よりバス60分
奥多摩温泉 もえぎの湯	0428-82-7770	JR奥多摩駅より徒歩10分
秋川溪谷 瀬音の湯	042-595-2614	JR武蔵五日市駅よりバス17分
生涯青春の湯 つるつる温泉	042-597-1126	JR武蔵五日市駅よりバス20分

## 利用券の配布場所

保健事業担当係（区役所本庁舎3階）  
こくほ石神井係（石神井庁舎2階）  
区民事務所（練馬・石神井を除く）



郵送で脱退の届出をする際にご使用いただけます (P.9参照)。

## 練馬区国民健康保険脱退届

届出人氏名 \_\_\_\_\_

住 所 練馬区 \_\_\_\_\_

電話番号 (日中連絡がとれるもの) \_\_\_\_\_

世帯主氏名 \_\_\_\_\_ マイナンバー \_\_\_\_\_

国保を脱退する方	氏名	_____	氏名	_____
	生年月日	_____	生年月日	_____
	マイナンバー	_____	マイナンバー	_____
	氏名	_____	氏名	_____
	生年月日	_____	生年月日	_____
	マイナンバー	_____	マイナンバー	_____

※郵送での脱退届は世帯主、届出が必要な方本人または住民票上同一世帯の方からの届出に限ります。

※以下の【添付書類】を脱退届に添付してください。

### 【添付書類】

- 新しく加入した健康保険の次のいずれかの書類のコピー (開始日が分かるもの・加入者全員分)
  - ① 資格確認書
  - ② 資格情報のお知らせ
  - ③ マイナポータルの健康保険証資格情報画面 (※)
- ※「保険者名、記号・番号、氏名、生年月日、資格取得年月日」が表示されている画面
- 届出人の本人確認書類のコピー
- マイナンバー確認書類のコピー (世帯主および届出が必要な方全員分)
- 練馬区国保の資格確認書 (お持ちの方のみ)

# 国保こんなときは？

こくほ資格係 ☎03 (5984) 4554

Q1

退職するため、国保に加入したいのですが手続きはいつからできますか？

A1

必要書類 (P.6 参照) をお持ちのうえ、資格喪失日以降に加入の手続きをしてください。また、資格確認書は原則届出をしてから1週間程度で郵送します。

Q2

加入の手続きをしたのに資格確認書が届きません。

A2

資格確認書は住民登録地の世帯主宛てに簡易書留で郵送しています。ご不在だった場合は、不在票が投函されます。郵便局での保管期限が切れている場合は、こくほ資格係にお問い合わせください。

Q3

脱退手続きをしたのに保険料の通知書と納付書が届きました。なぜですか？

A3

脱退したことによって保険料が再計算されたためです。また、納付書は金額が変更になった納期分を送付しています。通知書と照らし合わせてご確認ください。P.21・22もご覧ください。

Q4

後期高齢者医療制度に移行 (加入) したのに、納付する保険料が変わりません。なぜですか？

A4

加入者が2人以上いる世帯の場合、75歳になる方の保険料は、75歳になる誕生月の前月分までの保険料をあらかじめ6月に計算し、翌年3月までの納期で均等に分けて納付します。P.20もご覧ください。

その他のこんなとき	必要なもの
区内で引越しをしたとき	区民事務所で住民票の異動手続きをしてください。後日、資格確認書または資格情報のお知らせを郵送します。
世帯主を変更したとき	
世帯が分離・合併したとき	
加入者の在留資格を短期滞在に変更したとき	資格確認書・パスポート・マイナンバー確認書類および届出人の本人確認書類 (P.8 参照) こくほ資格係で手続きをしてください。

代理人が手続きをするときは、委任状が必要です (P.8 参照)。

練馬区では、令和8年度中にシステム更新を予定しています。それに伴い当冊子に記載している様式等を変更する可能性があります。